

【講演】

企業の社会的責任：そのソフト・ロー化？ EU の現状

神作裕之

- I 「企業の社会的責任」論の特色
- II 「企業の社会的責任」の意義
- III 「企業の社会的責任」論の背景
- IV EU の取り組み
- V 開示および評価
- VI 「企業の社会的責任」論と会社法
- VII 結びに代えて

I 「企業の社会的責任」論の特色

「企業の社会的責任」論は、会社の成立とともに生まれました。すでに1790年代に、東インド会社が、カリブ諸国の奴隷を使用して生産した砂糖をイギリスに輸入していたところ、消費者の不買運動が活発化し、その結果、東インド会社はカリブ諸国からの砂糖の輸入を停止したと言われております。このでき事は、企業の社会的責任が追求された嚆矢とされるものです。その後、企業の社会的責任は、とくに労働者保護、消費者保護、環境保護および人権保護の4つの領域で、発展を遂げてきました。そして、企業の社会的活動は、主として、経済団体・業界団体・各社におけるガイドラインや行為規範、倫理遵守規定等の制定とその実践という形で遂行されてきたのであります(日本経済団体連合会「企業行動憲章」(2004年5月18日)およびその「実行の手引き(第4版)」(2004年6月22日)等参照)。近年、企業の社会的責任論は、CSR(Corporate Social Responsibility)という略称の下、とくにEUを中心に再び大きな議論のうねりを呼び起こしているように見えます。社会的責任とは、その定義上、法的責任がつきたところから始まるものであり、経営者の裁量の問題と考えられてきたものと思われませんが、近年のCSR論は、従来の「企業の社会的責任」論と比較

すると、次のような特徴を指摘できるように思われます。

第1は、従来の「企業の社会的責任」論は、余裕のある企業が付随的に行う慈善的活動あるいは後見的行為（フィランソピー）という色彩が濃かったのに対し、最近の、特にヨーロッパにおける「企業の社会的責任」論は、社会的責任の遂行を会社の活動の本質的な構成要素として組織化し内部化しようとしている点です。最近の「企業の社会的責任」論は、当該企業が行っている主たる事業ないし本業との関連で論じられることが多くなっているという事情も、そのことを反映しているように思われます。いわば、「企業の社会的責任の遂行は、経営そのものに内在している」と解されるようになってきているのです。逆に言えば、企業の社会的責任は、現代の会社経営にとってある意味で避けがたいリスクになって来ていると言えるのかもしれない。

第2に、第1点と密接に関連することですが、社会的責任の遂行が経営そのものに内在しているということになれば、「企業の社会的責任」論が会社法と交錯する可能性が生じて参ります。リスクはチャンスの裏返しですから、企業の社会的責任をうまく果たしてゆけば、会社の長期的・持続的な発展につながり得る、というわけです。もちろん、営利を目的とする会社は、持分価値の長期的最大化を目標とすべき存在であります。それを実現するためには、市場や人々に受け入れられる社会的責任のある行動を取る必要があります。他方、社会的責任に関わる事柄につき対応を誤ることにより、企業が倒産に至る可能性すらあるということは、広く認められています。そうであると致しますと、会社としては、少なくとも当該会社にとって致命的となりうる性質の「社会的責任」については、内部統制体制・リスク管理体制の中で、組織的に対応する必要が出てくることでありましょう。ここに、法的な責任が尽きたところから始まるという従来の「社会的責任」論を超えて、企業の社会的責任が会社法の中に取り込まれる契機が生じます。さらに、そこまでのリスクではないため必ずしも法的な強制・制裁を伴うものではなくても、「企業の社会的責任」論が実際上かなりの強制力を持った、一種の社会規範あるいはソフト・ローとして機能する方向性も一部に看取できます。ソフト・ローとは何かが問題となりますが、本報告では、さしあたり、EUでもっとも広く用いられているとあって良いと思われる、Snyderの定義に従い、「原則として法的拘束力はないが、しかしながら実践的な効果を有し得る、行動に係るルール」と理解しておくことと

します (Francis Snyder, *The Effectiveness of European Community Law: Institutions, Processes, Tools and Techniques*, *The Modern Law Review*, 56 January, 1993, at 32)。とりわけ、「企業の社会的責任」に係る行動規範の規格化や評価基準の模索により、その規範化と実効性の確保が追求されており、その限りにおいて、これまでの「企業の社会的責任」論よりも、シビアになってきている面がないではないように思われます。しかも、このような傾向は、一過性のものではなく、今後とも継続しむしろ強化されてゆく可能性があるとも予想されます。かつての「企業の社会的責任」論に比較すると、企業活動のグローバル化・大規模化に直面し、企業に対し何らかのコントロールが働かないと、企業が人権、環境、社会に対して取り返しのつかない悪影響を及ぼす恐れがあるという懸念を払拭できないという危機感が、共通の認識となっている点も、より真剣な論議を生む背景でありましょう。

第3に、「企業の社会的責任」論は、社会契約論、宗教、倫理、順法精神、フィランソロピーなど複数の異なる淵源から発出していると言われることから必然的に導かれるように、その根拠・定義・内容の曖昧さが常に問題とされてきました。ところが、近年のとくにヨーロッパにおける社会的責任論は、従来の議論・活動の複雑性を統合し、ビジネスの目標を支え、重要な利害関係者との対話を促進するためのフレームワークを提供すべく、「企業の社会的責任」を単一の観念にまとめあげようという方向で議論されています。単一のフレームワークが提供されれば、その規範力がより高まる可能性は否定できないでしょう。

EUにおける「企業の社会的責任」論は、上述した一般的理由に加え、EUおよび各加盟国レベルにおける「持続的発展」に対する企業の自主的な取り組みに対する期待と相まち、ここ数年、きわめて活発です。このことは、とりもなおさず、「企業の社会的責任」論のソフト・ロー化のプロセスその成否、良し悪しはともあれ一の重要な一時点にわれわれが立っていることを意味するように思われます。そもそも、EU法自身がソフト・ローの宝庫だといえるかもしれませんが(最新の研究として、中村民雄編・EU研究の新地平(ミネルヴァ書房、2005年)所収の論文参照)、以下におきましてそのようなEUにおいて行われている「企業の社会的責任」論の現状について概観します。

II 「企業の社会的責任」の意義

EUのグリーン・ペーパーは (Corporate Social Responsibility Green Paper, Promoting a European Framework for Corporate Social Responsibility (July 2001), COM (2001) 366 final), 企業の社会的責任を次のように定義しています。すなわち, 企業の社会的責任とは, 「遵守すべき法規制や慣習を超えた自主的な取り組みに基づき, 社会的関心事および環境上の関心事を業務遂行の中に統合せしめ, かつ, 様々な利害関係者との相互作用において統合せしめる観念」であると。

企業の社会的責任をこのように定義すると, それはまさに「法的な責任が尽きたところから始まる責任である」ということになりましょう。そして, このような理解は, わが国におけるこれまでの一般的理解とも合致するものであります (たとえば, 竹内昭夫「企業の社会的責任に関する商法の一般規定の是非」会社法の理論 I (有斐閣・1984年) 112頁以下参照)。しかし, 「法規制や慣習を超えた」事項であるから, 法律ないし法学とは無関係の世界であるということではなく, たとえば前述したようにリスク管理システムや内部統制システムの構築義務等を通じて企業の社会的責任は会社法とリンクし得るし, 社会的責任に係る様々なレベルでの行動原理が一種のソフト・ローたる何らかの規範に導かれている可能性があることも否定できません。より一般的に, 「法化」現象が進む現代社会における, 法的強制力のない社会規範に改めて注目が集まっている点を指摘する必要があるでしょう。

また, EUのグリーン・ペーパーの定義から明らかになるのは, 「企業の社会的責任」を遂行する主体は, あくまで経営者であり, 「利害関係者」という概念が, CSRのキー概念になっていることです。すなわち, 経営者が, 会社の「利害関係者」の範囲をどのように画し, かつそれらの者とどのように関わる (engage)のかを決定することがCSR論の中心となるわけです。もちろん, 「利害関係者」の範囲を確定し, それらの者との関わり方を決定する場合には, 会社の行動が「利害関係者」に対して与える影響をいかにして計測するかが, 事前事後を通じて重要な課題になります。

このように定義された社会的責任の遂行が, 会社事業の財務上の成果・発展

に結びつけば、それは理想的なことであります。会社の経営者は、回りが声高に「企業の社会的責任」などと言わなくとも、社会的責任を遂行すべく努力することを期待できましょう。しかし、株式価値の最大化という経営者の義務と社会的責任の遂行が場合によっては鋭く対立する局面も生じ得ます。実際、真に社会貢献的な活動は少なくとも当初は経済的にペイしないのが通常であるとの指摘すらなされています。「企業の社会的責任」論が、その対象を企業の業務執行に求めるようになってきている結果、健全かつ効率的な経営の実現を目的とするコーポレート・ガバナンス論の中に統合し得る可能性が大きくなっている反面、依然として「効率性」と「社会的責任」との間には矛盾した契機が含まれざるを得ないこともまた事実です。「企業の社会的責任」の遂行が、少なくとも、会社にとってコスト要因になることは、否定し難いからです。しかし、そもそもコーポレート・ガバナンス論の目的の1つである会社経営の「健全性」の確保もまた、ときとして効率性と対立し得ることは、指摘しておかねばなりません。法令遵守体制の確立とその監督なども、同様にコストがかかるものなのです。

「企業の社会的責任」論との関係で問題となるケースとして、たとえば、現行法上は利用を禁止されていない物質であるけれども、健康上人体に損害を与える可能性が指摘されている物質を含む商品を提供している場合の対応について考えてみましょう。この商品の製造を中止するのか、それに加えてマーケットに出ているものまで回収するのか、それとも特段の対策は講じないのか、情報開示は、それぞれの場合にどこまで行うのか。

もし当該商品がその会社にとって重要な収益源である場合には、その製造中止は会社の収益に大きなダメージを与えることになるのはもちろん、マーケットから回収すればさらに追加的コストがかかるでしょうから、効率性の観点からすると、製造中止・回収といった対策を講ずることは相当の抵抗があるかもしれません。しかし、消費者あるいはマーケットは、製造中止、さらに場合によっては商品の回収まで期待しているかもしれません。この種の問題について企業が社会的責任を果たしてゆくために、特に留意すべき点は、まず何よりも、そういった危険かもしれない物質が含まれている商品が製造されマーケットに出されているという事実が経営トップにきちんと伝わるような情報ルートをしっかり作っておくことであり、会社法上もそのような情報システムの構築

を経営者に対し要請しているものと解されます（委員会等設置会社につき、商法特例法21条の7第1項1号、2号、商法施行規則193条。なお、会社法案362条4項6号、5項参照）。では、その情報がトップに届いたとき、経営者はどのような判断を下すべきでしょうか。アメリカに興味深い調査結果があります。このようなケースで取締役会としてはどう対処すべきかについて尋ねたところ、社内取締役にアンケートを取ると、製品を中止したり回収はしないという結果が大部分である。これに対して社外取締役の回答は、製造を中止すべきだ、さらに回収すべきだとするものが過半数に上るというのです。これは、社会的責任の問題と従来考えられていた事柄がリスクとして発現しつつある場合に、社内取締役と社外取締役とで取締役会における行動パターンに違いが生じ得ることを示しています。そして、社外取締役とりわけ独立取締役の導入がコーポレート・ガバナンスの観点から望ましいとする考え方が、現在世界的に広く普及していることということは、この文脈からも示唆的です。

このアンケート結果は、取締役会の構成もまた、「企業の社会的責任」に関し極めて重要な問題であることを示唆しています。たとえば、取締役会に社外取締役を入れるかどうか、その割合をどうするか、その出自はどうするか、といった問題が、「企業の社会的責任」に関連する企業的意思決定において決定的な役割を果たす可能性があるのです。さまざまな社会的な要求や利害関係者の利益のバランスを適切に計って結論の具体的当否を問うということは、実務上も困難であるし、裁判所が事後的に判断するのも必ずしも適切でない場合があると思われます。であるからこそ、企業毎に、この種の問題に対しどのような方針で望むか、それをどのような陣容・手続で決定するかを検討しておく必要性が大きいのです。しかも、一歩判断や対応を誤ると、企業の存続すら危うくするリスクを内包する事項が存在することに留意する必要がある、その限りにおいて会社法上対処すべき問題でもあるわけです。

もちろん、企業の社会的責任の一部には、科学技術の発展に寄与したりイノベーションを促進すること等も含まれているわけですから、前述した例において一律に製造中止・製品回収という結論に至るべきであるということには必ずしもならないでしょう。しかし、繰り返しになりますが、その判断は、場合によっては会社の存続にすら影響を与える重要なものとなる可能性があるのだから、会社としては対応を誤らないようにするための体制を普段から構築し

ておく必要があります（VI参照）。

III 「企業の社会的責任」論の背景

1 社会における会社の役割

「企業の社会的責任」論に注目が集まっている背景としては、企業が経済活動において中心的役割を果たしているのみならず、企業活動のグローバル化の進展とも相まち、われわれの生活や社会一般、我々を取り巻く環境に対してきわめて大きな影響力を与えており、これからもますます大きな影響力をもつことになるであろうと多くの人々が予想している点を指摘できます。企業の存在感が増している理由として、第1に、世界的に規制緩和・規制改革が進み、通商・投資活動の自由が拡大し、企業の活動領域が飛躍的に広がってきたこと、第2に、特に会社法の規制緩和により経営者の裁量の幅も拡大する傾向にあること、第3に、公的企業の民営化が世界各国で相次いだことを典型として、従来公的部門で提供されてきたサービスが民間企業によって提供されるようになってきたこと、などを指摘できます。

他方、経営者の間にも、「企業が社会的責任をとくに本業との関係で遂行しそれに関わってゆくことが、会社の長期的・持続的な発展、繁栄の前提条件である」という認識が広がってきているように思われます。

とりわけ、厳しい国際競争の中で企業が生き残ってゆくためには、効率性を高める必要があるとともに、長期的・持続的な意味での発展という視点も不可欠になってきます。会社の経営目標が企業価値・株式価値の最大化にあるとしても、長期的に利益を上げてゆくためには、投資家の支持のみならず、従業員の努力、顧客・消費者・地域社会の支持・理解といったものが必要であるのは当然でしょう。こうして、「企業の社会的責任」論においては、トリプル・ボトム・ライン(収益, 環境, 社会=3Pと言われることもあります(Profit, Planet, Person))あるいはビジネス・ケース(利害関係者に利益があることを示しそれを行う理由があることを示すことにより正当化する必要性)という観念がポイントになるわけです。すなわち、企業が社会的責任のための活動に従事する場合には、経済的な正当化あるいは効率的な観点からの吟味を要することになるのです。しかも、このような考え方は、ひとり営利法人に対してのみ要求され

るものではなく、非営利団体のガバナンス論の発展に伴い、非営利団体・利他的団体の活動についても適用されるべきであると考えられてきています。この点について、次に少しくわしく述べたいと思います。

2 ガバナンス論の広がり

近年の「企業の社会的責任」論の展開は、企業についてのみならず、公的部門、非営利部門においても注目を集めているガバナンス論の展開と無関係ではあり得ません。ガバナンス論が隆盛している背景にはさまざまな理由がありますが、共通して言えることとして、次の2点を指摘できると考えられます。

第1は、情報化の進展により、公的部門、営利部門、非営利部門の活動に関するさまざまな情報が、以前に比較すると格段と豊富かつ迅速に人々あるいは市場に伝播するようになってきた点です。諸セクターが何を行っているのかに係る情報は、格段に入手しやすくなってきているのです。

第2に、人々の教育レベルや関心が向上し、企業、公的部門、非営利部門の活動に対し批判的な意見、建設的な意見その他さまざまな意見が表明されるようになってきたことです。「企業の社会的責任」のガバナンスにおいて、非営利団体自身も、きわめて大きな役割を果たしています。最近では、イギリスのNGOである、CAFDO (Catholic Agency for Overseas Development) が、発展途上国における川上のサプライ・チェーンの労働問題を中心に主要な大企業に厳格な国際基準の採用等を要請し (http://www.cafod.org.uk/policy_and_analysis/policy_papers/private_sector/clean_up_your_computer_report/)、2004年10月18日には、名指しされたHP、DELL、IBMの3社が、グローバルなサプライ・チェーンが遵守すべき基準として「電子産業行為規範 (Electronic Industry Code of Conduct)」を制定し公表しました。ガバナンスに係るさまざまなレベルにおける活動や意見表明が、企業の行動に対し実際にインパクトを与えています。

3 非営利団体のガバナンス論

近年、「健全かつ効果的」な運営を目指す非営利団体のガバナンス論も活発に展開されるようになってきました。現在日本で行われている公益法人制度改革の端緒の1つが、そのガバナンスの欠如または不十分さにあったことは、否定

できません。「非営利団体のガバナンス」論の背景として、非営利法人が会社と同様に国民経済および社会に対し大きな影響力を有していることを指摘できません。経済活動および雇用に関する指標だけをとってみても、非営利部門が占める割合は無視できません。さらに、非営利団体が「健全かつ効果的」に事業を展開することは、社会全体にとって望ましいことであるとの認識が浸透しつつあります。価値観やニーズの多様化が進む現代社会において、人々の機動的な活動あるいは地域に根ざした着実な活動を通じて、より適切かつ柔軟に社会的ニーズに応えることが可能になると言うわけです。英米においては、とりわけこのような認識が強いようです。非営利部門の活動を促進すべしとの政策的な要請があれば、「健全性」を超えて「効果的」という観点から非営利団体のガバナンスが問われるのは当然の成行きでありましょう。

たしかに、非営利部門の「効率性」を追及するとかえってその活動が阻害されるとの主張があります。とりわけ、情報の不完全性の高い公共的サービス(医療、教育、福祉)分野では、市場メカニズムが十分に機能しません。市場の淘汰のテストを避け、かつ「所有者」からのコントロールを受けることなく、様々な方法で柔軟かつ多様なサービスを提供し、組織の主義主張の中でアイデアを具体化できる点に非営利団体の存在意義があると言うのです(「実験」と「自由」の促進)。

非営利団体とは、法的には、剰余金を構成員に分配しない団体を指しますが、一定の事業により収益を上げることを絶対的に禁じられるわけではありません。それどころか、財政的自立性を高めるため、非営利団体がサービスを有償で提供したり、本来の目的とは異なる収益事業を行う傾向が世界的に強まっています。他方、公企業の民営化や規制緩和による株式会社形態での参入領域の拡大などにより、非営利団体と会社との間には、提供するサービスや商品の市場において競争が生じています。労働市場や資金調達をめぐる市場でも同様です。非営利団体が、会社と同種または類似の業務を展開しているのにもかかわらず、会社の服すべきガバナンス・ルールから免れるとしたら、その根拠は何かを明らかにする必要があるとの声が出てきても不思議ではありません。効率的な経営をめざして行われているコーポレート・ガバナンス論が、商業化・市場化を進めつつある非営利団体にとって直接参考となる可能性も否定できません。非営利団体の活動の商業化・市場化は回避しえない方向であると考えられ、

そうであるとする、市場経済の中で会社と非営利団体の活動が競合し比較される局面はますます増加してくるものと考えられます。反対に、営利法人が社会貢献的な活動を行う場合には、それが政府ないし非営利団体の活動と競合することもあり得ます。政府、営利部門、非営利部門の3者は、競争関係に立つばかりではなく、協調・協力関係に立つこともあり得、相互の関係の柔軟化・流動化が進みつつあるように思われます。このような状況の下、たとえば非営利団体が利他的な活動として行っている事業と同一の事業を会社が行っている場合に、当該サービス・財の受け手や購入者からすれば、社会的責任に関して、異なる基準で判断してくれる保証があるかという、必ずしもそのような保証があるとは言えないように思われます。このことは、「企業の社会的責任」論は、「非営利法人のガバナンス」論から示唆を得られる可能性があることを意味します（くわしくは、神作裕之「非営利法人のガバナンス—コーポレート・ガバナンス論との比較を中心に」NBL 767号 23-33頁（2003年8月）参照）。

IV EUの取り組み

1 「社会的責任」論の中の「企業の社会的責任」論

ヨーロッパにおける「企業の社会的責任」の議論と実践には、大変に古い伝統があります。冒頭に述べたように、すでに東インド会社とその洗礼を受けました。その後、ヨーロッパでは、実際に、少なくとも名だたる大企業の多くは、さまざまな分野で社会貢献活動を行ってきたという歴史と伝統があります。

団体・法人を公的部門、営利部門、非営利部門の3セクションに分けるならば、いずれの分野でもガバナンス論が隆盛していることは前述しましたが、実はこのような分け方は必ずしも普遍的なものではなく、日本的・アメリカ的な分け方です。ヨーロッパでは、法人・団体を営利部門と非営利部門とに截然と分けることはあまりしません。つまり、団体・法人を営利法人と非営利法人に二分するという考え方がそもそもヨーロッパではあまり強くありません。むしろ、ヨーロッパでは、当初から団体を一元的にとらえる見方が有力であり、およそ社会的実在である以上は社会的責任を負っており、したがってCSRのCすなわちCorporateをとって、たんにSRすなわちSocial Responsibilityと呼ばれるのが一般的です。CSRは、SRのうちたまたま会社が主体となっている場

合を示しているのにすぎないのです。企業市民（Corporate Citizenship）という言葉も、EUでは、好んで用いられます。

日本やアメリカで「営利を目的とする」法人・団体というときの「営利」とは、「対外的な収益活動によって得た利益を構成員に分配する」とことと定義されます。すなわち、「得た利益を分配する」という、法人・団体の活動の結果の局面すなわち利益配当という法形式に着目するわけです。しかし、たとえば大陸法系に属するドイツを例に採ると、そのような分類の仕方はいわば結果論であって、団体の本質から目をそむけるものであるとの批判がなされます。むしろドイツでは、団体・法人の行う活動に着目しなければならないという考え方にに基づき、「収益の獲得を目的としているかどうか」、「資本的な計算方法に基づき計画的に事業活動をしているかどうか」、「マーケットで物品・サービスを有償で提供しているかどうか」等の実際の活動面に重点を置いて、法人を経済的団体と非経済的団体とに区別しています。会社についても、収益を目的とする経済的活動を行う点にその本質があるのであって、収益活動・事業活動そのものに着目して法規制がなされています。そうすると、営利法人の目的は持分価値の最大化であるという原則自体が、ドイツにおいては必ずしも自明ではないということになります。マーケットにおいて収益活動・事業活動を展開するためには、企業は、ステーク・ホルダー（利害関係者）の利害関係を適切に調整しつつ利益の獲得を目指す必要があるからです。いわゆるステーク・ホルダー論が当然のこととして受け入れられてきたわけです。ドイツでは、「収益活動は、出資者、経営者、労働者がともに力を合わせつつ実現するものである」という考え方が、昔から根強かったと言えましょう。ヨーロッパの企業は、そういう意味では、昔から一種の公的な存在であり、社会的責任を果たさねばならないという考え方が古くから根付いていたわけです。

なお、付言しますと、経済的団体と非経済的団体とに二分するドイツ法の考え方も、現在大きな困難に逢着しております。と申しますのは、市場における収益活動を目的としないはずの非経済的団体も、結局のところ市場化・商業化の波に取り込まれざるを得なくなりつつあるからです。このように、経済的団体と非経済的団体の実質上の区別が大きく崩れていることも、結局のところ、さまざまな団体・法人の関係の柔軟化・流動化を示すものとして、象徴的です。

さらに、ドイツ法などにおいては、法律のレベルで労使共同決定制度が採用

されており、ステーク・ホルダー論が、部分的にはすでに法制度にまで高められています。会社の経営に関して株主のみならず労働者代表も一定の発言権を有するということが法制度として確立している国もあるわけです。

このように、ヨーロッパにおいては元々ステーク・ホルダー論が優勢であり、そのステーク・ホルダーの中心にはかつては従業員が圧倒的な存在感をもって位置していましたが、最近では従業員に加えて消費者、また環境ないし環境変化の影響を被る者と、どんどん拡大・拡張している点に特徴が認められます。その理由は、前述したように、企業の活動の多様化・影響力の拡大に伴い、ステーク・ホルダーの範囲も拡大してきているという事情を指摘することができます。

2 EUにおける「企業の社会的責任」論—「持続的発展」論との関係

次に、EU レベルにおける「企業の社会的責任」論の現状を概観して参りましょう。2000年3月にリスボンで開催されたEUサミットにおいて、「2010年までにEUを、世界で最も競争力のある、ダイナミックな、知識を礎とする経済社会とし、より多くの、かつよりよい仕事を提供し、より強靱な社会的連帯を実現する、持続可能な経済成長を可能ならしめる社会にする」という戦略目標が掲げられました。ここで用いられている「持続可能な発展」という概念について一言述べておきます。これは、1987年に国連に設置されたBrundtland(ブルントラント・当時ノルウェー首相)委員会の報告書「われわれに共通の未来」の中で用いられ人口に膾炙した言葉です。「持続可能な発展」とは、次世代の人々の要求を満たす可能性を犠牲にすることなく現世代の要求を満たすような発展を意味します。企業経営者の目標が企業価値の長期的最大化であるというときの、「長期的」という言葉とほぼ同義に用いられているように思われます。

そして、EUにおける「企業の社会的責任」論は、上記の戦略目標を達成するために寄与すべきものとして積極的に位置付けられているのです。「企業の社会的責任」論により、結局のところ社会的正義に合った効率性が実現される一方、各加盟国の規制コストを削減し、あるいはそこまで行かなくとも伝統的な規制アプローチを補完するというメリットに対する期待があると考えられます。政府は、自主規制へのインセンティブおよび非政府部門とのパートナーシップ関係を利用することにより、公共の政策事項の促進を図ろうとする傾向が世界的

に観察できます。逆に言えば、政府も企業の社会的責任を推進する重要なプレーヤーであるという認識がヨーロッパできわめて強いのです。EUを「持続可能な社会にしてゆく」ためには、企業が社会的責任を果たしつつ活動することがきわめて重要であると認識され、かつ、企業の社会的責任と持続的発展論とが結び付けられているのです。しかし、政府が「企業の社会的責任」に係る領域で適切な規制を行うには限界が大きく、企業活動に向けられた様々なレベルにおけるソフト・ローによる規律付けに期待するところが大きいように受け取れます。

近時の「企業の社会的責任」論において、大きな問題の1つであるサプライ・チェーンの例を挙げましょう。一部の企業は、すでにサプライ・チェーンに対しても、とりわけ川上に位置する部品等の供給者に対し、従業員や環境保護等に関する基準を確実に遵守しなければならないとする行為規範を課しています。サプライ・チェーンは、経済的・実質的に見れば、自前で当該部品を生産しておれば負担せざるを得ない法的責任をアウトソースやサブ契約により回避するという側面があります。ところが、この問題につき、国家が適切な法規制を行い、かつそのエンフォースメントを確保するのは極めて困難な事項であると考えられます。他方、もしサプライ・チェーンに属するある企業が不祥事を起こしたことにより、中枢に位置する企業のブランドや評判が傷つけられることになれば、それは当該企業にとって大きなリスクとなり得ます。すなわち、いまや企業にとってはサプライ・チェーンの不祥事はリスクであり、リスク管理が「ビジネス・ケース」または社会的責任を全うする事業を正当化するための強力な構成要素となっているという認識があります。このような状況の下では、川上のサプライ・チェーンの「健全性」確保は、第一義的には、部品の供給を受ける企業の社会的責任に委ねることが、効果的に規律を実現し得る有力な方法であることが了解されると言うのです。

この議論は、立法技術的に実効的な規制が必ずしも容易でない分野において、「企業の社会的責任」論に委ねることにより、法的制裁はなくともより良い規範を実現し得る点で、法律学の立場からもきわめて興味深いものです。さらに、サプライ・チェーンが国境を超えて連鎖している場合には、法の限界は一層明白になってきます。このような分野では、いわば「法の限界」を超える実効的な規範としての性格をもち得ることを、「企業の社会的責任」論は示しているよ

うに思われます。

他方で、サプライ・チェーンの問題を「企業の社会的責任」に委ね企業レベルで対処することの限界や問題点も指摘されるようになってきました。企業レベルのアプローチでは、サプライ・サイドの環境保護や労働者保護の基準の発展に関わるリスク・機会・障害・解決のいずれも、私的部門の側の事情によってもっぱら制約されることになるからです。企業レベル・アプローチの結果、ここ10年間、規範の発展、実行、監視のいずれについても、個別のかつアドホックな対応をもたらしたに過ぎなかったと言う厳しい評価があります。このような評価からは、企業レベル・アプローチではなく、政府の役割を見直すべきであるとの意見も出てきています。政府こそ、包括的かつ整合的な政策と規制の枠組みを、正統性をもって提供することができるというのです（以上につき、World Bank Study: Engaging Governments in Support of Implementation of CSR in Global Supply Chains, 21. October 2004, pp.18-24 参照）。

ソフト・ローとハード・ローの評価については、実証的な研究の必要性が示唆されます。しかし、「企業の社会的責任」論とりわけサプライ・チェーンをめぐる議論は、ソフト・ローの機能と限界、ハード・ローとソフト・ローの関係等を検討するにあたり、興味深い事例を提供するものであることは確かでしょう。

3 「企業の社会的責任」の定義

リスボン宣言に基づき、EU レベルでは、ここ数年の間に注目すべきグリーン・ペーパー、勧告等が相次いで出されました。最も重要な文書は、2002年7月に欧州委員会から出された「企業の社会的責任—持続可能な発展に寄与するビジネスに関するコミュニケーション」です（Communication from the Commission concerning Corporate Social Responsibility: A business contribution to sustainable development (July 2002), COM (2002) 347 final）。これは、2001年7月に欧州委員会が公表した「企業の社会的責任に関する欧州のフレームワークを促進するために」と題するグリーン・ペーパーにおいて提起された2つの問題に対する一定の指針を提示したものです（Corporate Social Responsibility Green Paper, Promoting a European Framework for Corporate Social Responsibility (July 2001), COM (2001) 366 final）。2つの問題と

は、①企業の社会的責任をどのように概念規定するか、および②企業の社会的責任を促進するためのEUレベルのフレームワークをどのように構築してゆくべきか、というものでした。

そこでは、企業の社会的責任について、次の3点につきコンセンサスが得られました。第1に、企業の社会的責任とは、法律上の要求を超えた、企業の自主的な取り組みであること。第2に、企業の社会的責任は、本質的に「持続可能な発展」という概念と不可分一体であること。第3に、企業の中心的な事業活動に選択的に付加される、事業・経営のあり方そのものであること。このように、企業の社会的責任は、法律上の要請を超えた自主的な取り組みであることは確認されているものの、企業の中心的な事業活動に内在化されることにより、すべての会社が向き合わなければならない課題となりました。

4 「企業の社会的責任」論の規格化・標準化？

「企業の社会的責任」論に基づき、会社の業務執行が様々なステーク・ホルダーとの相互作用において統合されてゆくべきであるとしても、ステーク・ホルダーごとに調整されるべき利益や評価基準が異なります。しかも少し細かく見てゆくと、たとえば従業員という一括りのステーク・ホルダーは、若い従業員と退職間際の従業員、性別、待遇や報酬体系の違い等々、異なる利害関係を有するいくつものサブ・グループから構成されている場合も少なくなく、同一の категорияに含まれるステーク・ホルダーの中でも評価基準が異なるということは十分に考えられます。

他方、個人のレベルにまで分解して、市民あるいは人間としての目線から見るときには、たとえば人権や環境の問題について、それほど大きく評価基準が異なる可能性がでてきます。何を評価するかということにも関係しますが、たとえば基本的人権あるいは環境等の評価については、個人のレベルでは、判断が大きく異なる可能性があるように思われます。すなわち、ステーク・ホルダーの問題となっている利害関係が、当該グループの属性との関係性が薄まれば薄まるほど、逆に言えば利害関係が普遍的・一般的になればなるほど評価基準は接近してくるものと推測されます。

しかし、企業の活動領域の拡大、そのインパクトの増大等によって、利害関係者の範囲が広がってゆくのに応じ、比較困難な価値や異なる評価基準が複雑

に絡み合うことになり、経営者や投資家のみならず、消費者等のステーク・ホルダー自身にとっても混乱が生じ、あるいはマーケットが混乱してしまう恐れが生じ得ます。

EUにおいて、政府が中心となってCSRについて指導的役割を果たしてゆこうとしている大きな理由の1つは、企業の社会的責任への自主的取り組みに対する政府の期待があるのみならず、CSRについての基準、望ましい姿についてコンセンサスを形成しなければ、比較不能な価値の迷路に迷い込んでしまい、経営者や利害関係者さらには市場に混乱をもたらしかねないという危機感があるように思われます。社会的責任の定義がはっきりしないと、一方では経営者の選択の余地を広げ、それがかえって恣意的・独断的な企業行動に結びつくおそれがあり、他方で、良心的な経営者がどうすれば良いかわからなくなるという問題が生じます。CSRが様々な利害関係の融合物であるとしたら、その内容は専ら利害関係者の関与の幅と適切性によって統合され、規定されることになるはずです。

そこで、欧州委員会の意見表明に基づき、企業の社会的責任に関する欧州多数利害関係者フォーラムが設置され、2004年7月29日に「最終結論および勧告」と題する最終報告書が出されました (European Multistakeholder Forum on CSR; Final results & recommendations, 29 June 2004, http://europa.eu.int/comm/enterprise/csr/documents/29062004/EMSF_final_report.pdf)。このフォーラムは、「CSRについての理解のレベルを引き上げ、経営者、労働組合、民間団体、その他の利害関係者間の対話を促進することにより、CSRを促進する」という目的の下に設立されたものです。興味深いさまざまな提言を行い、着実に活動を進めているようですが、とりわけ、CSRの実務および評価等のさまざまな方法にかかる指針、原理の共通化を図ろうとしている点は、ソフトローの生成のプロセスという観点からも興味深いものであり、今後の動向は注目に値します。そのほか、このフォーラムでは、とくに中小企業においても「社会的責任」を果たす必要があることを前提に、ビジネス・ケースとしてEU内に所在する中小企業が社会的貢献を果たしている事例をまとめ、公表しています。

なお、ISOもまた、2004年6月にストックホルムで開催された社会的責任に関するカンファレンスで、社会的責任に関するガイドラインを提供する国際基準の開発を行うことを決定しており (ISO Technical Management Board

resolution 35/2004, (Stockholm, 24-25 June 2004), <http://www.iso.org/iso/en/info/Conferences/SRConference/resolution.htm>), 社会的責任の規格化・標準化の動きはEUに限ったものではないことには注意を要します。

V 開示および評価

企業の社会的責任に係る活動の評価について、利他的・慈善的活動そのものを目的とする非営利団体の場合と対比しながら考えてみたいと思います。営利団体と非営利団体の双方についてガバナンス論が活発になってきており、営利団体と非営利団体の活動面に着目するとその境界は流動的になりつつあることは、すでに申し上げました。

まず、非営利団体の「効果的」な運営とは何かについて考えてみたいと思います。会社の場合は、ガバナンス論の目的についてコンセンサスが得られやすいという特徴がありました。すなわち、営利社団法人である会社の目的およびコーポレート・ガバナンス論の目的は、会社の構成員である社員の持分価値を長期的に最大化することであると言われます。これに対し、多種多様な目的の下に設立される非営利団体においては、だれのどのような利益をもってその「効果」を図るのか、一義的に明確でないという問題があります。この点については、非営利法人が社会的価値すなわち品質のより高いサービスを提供することが「効果的」な運営であると、さしあたり考えておくこととします。

次に、「効果的」に非営利団体が運営されているかどうかの評価基準は何でしょうか。持分が観念されない非営利法人や、持分権の流通市場が存在しない非営利法人においては、それが提供するサービスの質や社会的有用性を株価のように数値で示すことには多大の困難があります。非営利団体の提供するサービスの種類によっても、評価基準は大きく異なりましょう。現在、格付け制度など、非営利団体の評価手法につき様々な試みがなされていますが、評価の適正さと評価手法の向上について不断の努力が必要とされる状況にあるようです。非営利団体が提供しているサービスがそもそも社会の「必要性」に応えるものかどうか、費用対効果という観点から「効率的」かどうか、当該サービスを提供する目的にとってそれはどの程度「有効的」であったかどうか、といった観点から評価されることになりましょう。

評価基準が明確でないのみならず、非営利団体の活動をだれが評価するかもむづかしい問題を含みます。非営利団体の利他的・慈善的なサービス提供の評価において、まず第1に問題とされるべきは、当該サービスの提供を受けている受益者であると言われます。第2に、当該団体に資金なり労働力なりを提供している者による評価が問題になります。第3に、提供するサービスの評価とは別に、非営利団体の運営自体に関する理事自体による評価も問題にされるべきでありましょう。第4に、NPOやNGOなど外部または中立的な評価機関による総合的または事項毎の評価等がなされることもあり得ます。

企業の社会的責任についても、持分価値の長期的最大化が企業の目的であるとしたら、投資家による評価が中心となることは疑いの余地はありません。しかし、経済だけではなく、社会生活、環境等さまざまな分野で大きな影響力を持つようになった企業に対しては、基本的人権を侵害したり環境を回復できないほど破壊することがないように、また、社会的発展を促し社会的正義を増進する方向で経営がなされるよう、さまざまな人々・団体がさまざまな観点から目を光らせるようになってきました。投資家の中にも「企業の社会的責任」という観点を投資基準に組み込むものがでてきおり、社会的責任投資と呼ばれています。消費者の支持を失うとあっという間に企業の経営が傾いたり倒産に至ることすらある事実が示すように、企業の評判やブランドの価値の重要性が増している今日、企業の社会的責任についての態度と実践を説明する必要性が生じてきているように思われます。実際に、日本の企業の中にもCSR活動報告書を作成・公表する会社が現れてきました。「企業の社会的責任」論は、企業の自主的な取り組みである点に大きな特徴があるとしたら、それを開示し評価することの重要性は、いっそう高まるように思われます。その際、重要な点は、企業の社会的責任に係る活動等に関する情報をどこまで透明、正確にディスクロズするかという観点であると思われます。さまざまなステーク・ホルダー、場合によっては会社や株主から遠い距離にある人たちが「企業の社会的責任」に関し何らかの発言をするためには、正確な情報に基づきそれがなされることが望ましい一方で、企業にとっても、不正確な情報に基づく主張や評価がなされたりすることのないよう、正確な情報をきちんと開示してゆくことは、今後ますます重要になることでしょう。

最後に、社会的責任に関する企業の自主性を尊重すればするほど、企業の社

会的責任に関する実績に関する自己評価も重要な要素になるであろう点を指摘したいと思います。企業は、社会的責任につきどのような目標を設定し、目標と実績との乖離はどの程度生じたか、その乖離が生じた理由の分析等々、経営陣には、社会的責任についての説明、ディスクロージャーを行い、それを基に評価の手法を開発していくことが重要な課題となると予想されます。

CSR報告書のガイドラインとしては、1997年に設立されたGRI (Global Reporting Initiative) が2002年に作成した「持続可能性報告書ガイドライン (Sustainability Reporting Guidelines)」などがあります。そこでは、持続可能性報告書を作成する組織が持続性のある発展への寄与すなわち「企業の社会的責任」についてどのようなビジョンと戦略を有しているか、当該組織のガバナンス機構・経営システムの概要、そして経済・環境・社会の3領域 (トリプル・ボトム・ライン) についてパフォーマンスを示すこととしています。社会との関係で情報を開示すべき大項目としては、①労働実務および配慮ある就労、②人権、③社会、および④製品に係る責任の4つが挙げられており、③の社会を例にとると、(i)地域社会、(ii)贈収賄・汚職、(iii)政治献金、(iv)競争および価格設定の4つの「観点」が掲げられるなど、それぞれの大項目はさらに細分化されています。なお、先に述べたサプライ・チェーンについて申しますと、「当該組織のガバナンス機構・経営システムの概要」の中で「サプライ・チェーンおよび下請業者における人権に係るパフォーマンスを評価し、それに取り組む際の基本的考え方および手続」について記載すべきこととされています。他方、イギリス貿易産業省が作成した2005年の会社法規則案は、「業務および財務報告書 (Operating and Financial Review) において、①会社およびその子会社の従業員、②環境問題、および③社会および地域社会の問題に関する情報を記載すべきことを提案するなど (Draft Statutory Instrument 2005 No. The Companies Act 1985 (Operating and Financial Review and Directors' Report etc.) Regulations 2005 Schedule 7ZA 4)、ハード・ロー化の動きもあり、注目に値します。

VI 「企業の社会的責任」論と会社法

従来、会社法学では、企業の社会的責任に関する一般規定を法制化すれば、

むしろ適切でない結果をもたらすと考えられてきました。その主張の骨子は、大略次の通りです。企業の社会的責任という概念があまりにも曖昧なので、「取締役は企業の社会的責任を尽くさなければならない」という規範は、結局のところ、実効性の伴わない「法」とは呼べないものになってしまう。それどころか、このような規定を置くと、経営者にその裁量の拡大のきっかけを与える結果になる懸念がある。したがって、法律論としては「企業の社会的責任」といった一般の抽象的な概念ではなくて、具体的に取締役は何をしなければいけないかを明確に規定してゆくべきである。

この議論は、現在においても基本的に妥当すると思われませんが、状況が変化しつつある面もあるようにも思われます。「企業の社会的責任」の概念が必ずしもはっきりしないことは、これまでの議論からも明らかですが、しかし会社の中核的な業務の遂行の中に統合されるべきである観念であるとすれば、どのような会社であっても、企業の社会的責任から無縁だということはあり得ないでしょう。さらに、情報化の進展、一般の人々の教育レベルの向上などによって、経営者は、「自分たちは企業の社会的責任に関しどのようなポリシーに基づき何をしてきたか、何をしようとしているのか」について一種の説明責任を求められるようになりつつあります。

会社の経営者としては、どのようなポリシーの下で、経営の基本方針の中に会社の社会的責任を組み込んでいるのか。そのためにどのようなシステムを構築しているか。情報システムをはじめとして、内部統制体制やリスク管理体制等、会社のシステム・仕組みの中で、企業の社会的責任に関連の深い事項は、どのプロセスでだれによりどのように取り扱われることになるのか。とくに、ある業種の会社にとっては特定のリスクが会社の存続にとって致命傷になり得る場合があり、そのようなリスクに対し取締役会としては組織的に対応すべき会社法上の義務が認められると考えられます。「企業の社会的責任」と会社法とが接点を有する状況が出現していることは、否定できないように思われるのです。

そして、経済的社会的な活動をしている組織の情報システム・内部統制体制に着目するという観点は、法律上の議論としても、情報の法人への帰属や不法行為責任等の法人への帰責の構造、法人処罰の問題等の法的な基本的問題を論ずるにあたって、有益な視点を提供する可能性を秘めているようにも思われ

ます。

VII 結びに代えて

次の3点を指摘し、今後の研究の課題を明らかにしたうえで、本報告の結びに代えさせていただきます。

第1に、企業の社会的責任論は、基本的に企業の自主性を重視するところから出発している点を確認する必要があります。CSRが会社の自主的な取り組みである以上、「企業の社会的責任」は、リスクとして対処すべき事項や利害関係者の範囲の確定を始め、経営者がその方向を決定しその責任において遂行すべき問題です。企業の社会的責任に関する会社の自主性が、営利法人たる企業の本来の目的を害する事態を招くことは適当でなく、ましてや自主性が社会的正義に反する方向に発揮されたのでは本末転倒です。営利法人の目的に反することなく、社会的正義の実現に資するものであることが望ましいわけです。もっとも、社会的正義あるいはその方向性が何かについて必ずしも明確なコンセンサスがあるわけではありません。EUおよび加盟諸国では、「企業の社会的責任」論のある程度の収束を目指し精力的な努力がなされています。このことの当否については別途検討する必要がありますが、各社がその社会的責任について検討・実践するにあたっては、EUの動向のほか、国連のグローバル・コンパクト、OECDの多国籍企業のためのガイドラインやISOによる規格化の動きなど、国際的または地域的な動向にも目を配り、それらを尊重しながら、「利害関係者」との間で対話を促進してゆくことが重要となりましょう。EU等におけるCSR論の動向と展開をフォローするとともに、そもそもCSR論の収束が望ましいか、望ましいとしてそれをどのような手続と方法で行うのが適切か、について研究を深める必要があると思われます。

第2に、第1点と関連しますが、仮にCSR論について一定の収束ないし方向付けがなされ得るとした場合、法律のレベルで議論すべきことは議論し、場合によっては法制化する必要性もでてくるであります。本来は法律によって規制するのが望ましいけれども現状では法技術的もしくは法の適用範囲等の関係で困難であるといった問題については、企業の社会的責任としてとらえ、事実上何らかの拘束を課すという手法が有効に機能する可能性もあります。

このような分野におけるソフト・ローの役割は、きわめて重要になると考えられます。そして、そのことが、将来の法制化に影響を及ぼす可能性も否定できません。法とソフト・ローとの機能、役割分担、協調関係等についての理論面・実務面での深化が期待されます。

第3に、これまでのCSR論は、多国籍企業から出発して大規模公開会社を主として念頭に置いてきたと思われます。しかし、「企業の社会的責任」論は、中小企業にとっては無縁の問題かという決してそうではありません。社会的なインパクト、経済的なインパクト、環境に対するインパクトに応じて、社会的責任の内容や程度が異なってきたのは当然でありましょうが、企業の社会的責任がその中核的な業務遂行の中に統合されるべきであるとしたら、中小企業には社会的責任がないとは言えないでありましょう。他方で、多国籍企業とか大企業のCSRについてのソフト・ローの手法等が、そのまま中小企業に当てはまると思われません。「企業の社会的責任」論は、ガバナンス論もそうであるように、今後は、中小企業をも含む形で議論が展開されることが期待されます。